



2学期が終わろうとしています。丹波教育事務所学校問題サポートチームによる学校訪問に際しては何かとご協力をいただきありがとうございました。

お話を伺う中で特別な支援を要する児童生徒にかかる事案が少なからずありました。そこで、今月は特別な支援を要する児童生徒への支援体制についてお伝えします。

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援

8.8%

令和4年12月に公表された「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(文部科学省)結果によると、通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は、小中学校において推定値8.8%となっています。学校現場の先生方はこの数字に対してどのように感じておられるでしょうか？

校内委員会

さて、前述の8.8%の小中学生のうち、校内委員会で、特別な支援が必要と判断されたのは28.7%で、有識者会議*では「支援の検討自体がされていない児童生徒がいると考えられ、学校全体での取り組みやそれを支える仕組みが必要だ」としています。

(*新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議)

学校では様々な子どもたちが、それぞれの課題や悩みを抱えながら、共に学んでいます。その課題や悩みの解決のための強力なツールが**校内委員会**です。

校内委員会

子どもを一人で悩ませない。担任を一人で悩ませない。
だからこそのチーム。



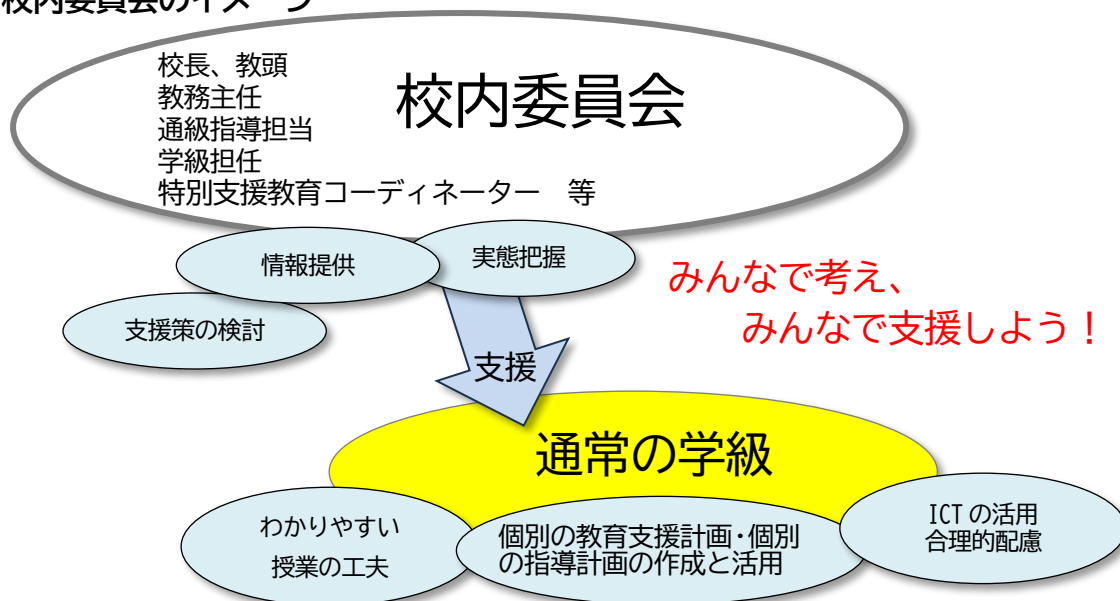
学校組織として

子どもの困難を一番よく把握しているのは、直接関わっている学級担任の先生です。しかし、子どもたちの状態は非常に多様化し、子どもを支える家庭の状況も様々です。このような状況で学級担任が一人で子どもの困難に対応するのは無理があります。

そこで、担任だけでなく、学校組織として、その子どもの困難の状態を把握することが求められます。つまり、「学級担任だけが把握している」という状態から「学校全体で子どもの状態を共通理解する」という段階に進める役割を、校内委員会は担います。課題や悩みを抱える子ども、保護者、学級担任や教科担任を一人にせず、学校全体で一つのチームとなって支援することにつながります。

次の図は校内委員会のはたらきを示したイメージ図です。

➤ 校内委員会のイメージ



あなたの学校では、特別支援教育の校内委員会が効果的に機能していますか？ 下記のチェックリストで今一度、点検してみてください。

☒	内 容
1 ☐	学校園長のリーダーシップの下、特別支援教育を学校園経営の柱の一つとして位置づけ、学校全体として取り組んでいる。
2 ☐	特別支援教育コーディネーターを中心とした校園内支援体制について教職員が共通理解し、誰にどのように相談すればよいかわかるよう保護者に周知している。
3 ☐	校園内委員会において特別な支援を要する幼児児童生徒の情報交換や支援の必要性の判断が行われ、決定事項が校園内で共有・実行されている。
4 ☐	障害のある幼児児童生徒には適切に個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、定期的に評価・見直しを行っている。
5 ☐	合理的配慮の申し出については、校園内委員会において対応を検討し、本人・保護者と合意形成を図りながら配慮の方法等を決定し、校内で共有している。
6 ☐	保護者に対し、進級・進学先に支援情報を引き継ぐことの必要性を説明し、同意を得て引き継いでいる。
7 ☐	すべての教職員の専門性を高めるために、特別支援教育に関する校内研修を実施したり、校外研修受講者の報告や専門家の助言を校内で共有したりしている。
8 ☐	常日頃から、特別支援学校や保健・福祉・医療等の関係機関に助言や支援を求められる関係ができています。

【参考資料】

- 1 「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」（令和5年3月13日）
- 2 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成29年3月文部科学省）
- 3 「学校で『合理的配慮』の提供が義務となります」（平成28年3月兵庫県教育委員会）